

第85期定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時
場所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号
鉄鋼会館 8階

東京汽船株式会社
証券コード：9193

○目次

第85期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	18
連結計算書類	27
監査報告書	39
株主総会参考書類	44
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 故齊藤昌哉氏に対する弔慰金贈呈の件	
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件	
第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件	
株主総会会場ご案内図	裏表紙

(証券コード9193)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

横浜市中区山下町2番地
東京汽船株式会社
取締役社長 齊藤宏之

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第85期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

http://www.tokyokisen.co.jp/company/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトで電子提供措置事項を閲覧できない場合には、下記の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（東京汽船株式会社）または証券コード（9193）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面によって議決権を行使する場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号
鉄鋼会館 8階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第85期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告および計算書類の内容の報告の件
2. 第85期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 故齊藤昌哉氏に対する弔慰金贈呈の件
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本年は、株主総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当社第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の事業の経過およびその成果をご報告申し上げます。

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症が縮小し、まん延防止等重点措置が解除されたことで、社会経済活動が正常化に向かい、個人消費を中心に緩やかな景気回復となりました。

一方、ロシアとウクライナの戦況の長期化や、サプライチェーンの混乱により、資源価格や原材料価格の高止まりでインフレ状況が続いております。世界各国では、インフレを抑制するための金融引締により世界経済は後退懸念のなか、欧米の金融機関の破綻などもあり日本経済は先行き不透明な状況となっております。

当社の主たる事業である曳船事業を取り巻く事業環境につきましては、コロナ禍からの回復を見せていた東京湾への入出港船舶数が2022年の年初より再び減少傾向となりましたが、2022年年末からコンテナ船や自動車船を中心に底打ちとなりました。

このような事業環境のなかで、当社は総力を挙げて業績向上に努めました。横浜川崎地区においては、11月からの港湾曳船料率値上げ効果もあり増収となりました。横須賀地区では、エスコート作業の対象となるコンテナ船、タンカーの入港数が増加し、特殊警戒作業等も発生し増収となりました。千葉地区では、前半はエネルギー需要を背景に危険物積載船の入港数が増加しましたが、9月後半以降はほぼ全ての船種が減少に転じ前期並みとなりました。また、前年度の第1四半期から始まった建設用の洋上風力発電交通船（CTV）が稼働期間と投入隻数の増加により増収となりました。

この結果、単体の総売上高は前期に比べ507百万円増加し8,218百万円（前期比6.6%増）となりました。

次に利益面では、上昇基調で推移していた原油価格は、昨年6月以降下落に転じロシアのウクライナへの侵攻前の水準に戻ったものの、円安が進んだことで、燃料費は53百万円増加いたしました。また、洋上風力発電交通船（CTV）の稼働期間の延長と裸用船曳船の新造船への代替により用船料が増加いたしました。この結果、営業利益は125百万円（前期は46百万円の営業損失）となりました。

経常利益は、受取配当金の増加で343百万円（前期比271.6%増）となりました。

特別利益としては、曳船2隻の売却益（固定資産売却益）304百万円を計上した一方、旅客船事業子会社2社に関わる関係会社支援損失引当金繰入額247百万円の特別損失が発生し、307百万円の当期純利益（前期は82百万円の当期純損失）となりました。

連結決算においては、曳船事業、旅客船事業（横浜港での観光船、久里浜・金谷のカーフェリー部門）、売店・食堂事業の各セグメントで増収となり売上高11,865百万円（前期比10.9%増）となったものの、旅客船事業は2022年4月に発生した観光船沈没事故の風評被害や山下公園発着所の一時閉鎖もあり、コロナ禍前の水準には届きませんでした。

この結果、92百万円の営業利益（前期は590百万円の営業損失）となり、受取配当金や持分法による投資利益の増加で経常利益438百万円（前期は328百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、曳船2隻を売却し固定資産売却益304百万円を計上した一方、固定資産撤去費用引当金繰入額が92百万円発生し416百万円（前期は192百万円の当期純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が曳船事業を営む東京湾における曳船作業対象船舶の入出港数については、長期的にはコンテナ船や自動車専用船各社の運航船舶大型化による寄港数削減などを要因として、曳船作業対象船舶の入出港数の大きな増加は見込めません。

こうしたなかで当社はグループとしての収益性を回復させ、あらたに成長すべく以下のような施策に取り組んでいます。

- ① 曳船事業は、減価償却費や船員費用などの固定費の占める割合が高く設備稼働率に収益性が大きく影響されるという特徴があるため、設備稼働率を向上させる。そのために全体の作業件数の増加を目指すとともに、1隻あたりの売上高の改善を重視し、船隊規模適正化のために減船と船隊の効率的な運用を行う。
- ② 全日本海員組合との曳船運航定員削減交渉を前進させ、定員削減船の隻数を増やすことにより、コスト低減化を実現する。
- ③ 船員の労働市場が逼迫するなか、乗組員の高い技能を維持し安全な曳船サービスを安定的に提供するために、教育訓練を充実させ技能の継承・向上に引き続き取り組む。また、子会社の観光船については、安全運航システムの施行を徹底化する。
- ④ 継続的な研究開発により環境負荷が低減されかつ作業効率と安全性の高い最新鋭曳船を投入する。特に2023年1月に就航した電気推進曳船「大河」の運航データを検証し、将来の新規曳船開発のために活用する。グループ会社の船舶についても電気推進船舶化を進める。
- ⑤ 洋上風力発電交通船（CTV=Crew Transfer Vessel）運航等の洋上風力発電向け事業については、オフショア船事業と位置づけ、本業のひとつとして成長させていく。そのための安全で機動的なオペレーション体制構築と提供サービス範囲拡大を行い、各地で計画中の洋上風力発電プロジェクトの案件獲得に向けて事業開発を進める。また、NEDO（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成金を得たSOV（サービス・オペレーション・ヴェッセル）等の研究開発プロジェクトを進めていく。その他、既存事業のノウハウを活かして国内外における新規事業の開拓に取り組む。
- ⑥ IT高度化とデジタル化を推進し、陸上および海上の各業務プロセスの一体的な効率化と質的向上を図る。
- ⑦ コロナ禍で業績低迷が続いた旅客船事業に携わるグループ連結子会社2社（(株)ポートサービスと東京湾フェリー(株)）を再建する。(株)ポートサービスについては老朽化により改修工事を進めている山下公園発着所の再開後に、内外からの観光需要を取り込む。また、ローコストで機動的なオペレーションを行うことにより収益性を回復する。
- ⑧ 自然災害やウイルス感染症拡大などによる緊急事態に備え事業継続体制を強化する。

当社は、曳船事業において東京湾全域に亘って、船舶の安全航行をサポートし、海難事故へ即応することにより海上交通効率化ならびに海洋環境保全への貢献といった公共的役割を果たしていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当期中の設備投資額は、2,302百万円であります。その主なものは、曳船2隻の建造および建造中の曳船1隻であり、所要資金は自己資金によって充当しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第82期	2020年度 第83期	2021年度 第84期	2022年度 第85期 (当 期)
売 上 高	7,851百万円	7,122百万円	7,710百万円	8,218百万円
営業利益又は営業損失(△)	407百万円	△72百万円	△46百万円	125百万円
経 常 利 益	691百万円	66百万円	92百万円	343百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	203百万円	△34百万円	△82百万円	307百万円
1株当たりの当期純利益又は1株当たりの当期純損失(△)	20円43銭	△3円44銭	△8円33銭	30円88銭
総 資 産	20,141百万円	20,340百万円	22,368百万円	22,137百万円
純 資 産	17,112百万円	17,158百万円	16,958百万円	17,216百万円
1株当たりの純資産額	1,720円38銭	1,724円99銭	1,704円86銭	1,730円82銭

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
東京湾フェリー株式会社	百万円 100	80.0 %	千葉県金谷／神奈川県久里浜間の一般旅客および自動車航送の定期航路事業
東港サービス株式会社	百万円 25	46.2 %	東京港での曳船事業
株式会社ポートサービス	百万円 16	48.8 %	横浜港での観光船、交通船事業

(注) 上記の重要な子会社3社を含む5社が連結子会社であり、持分法適用会社は10社であります。当期の連結売上高は、11,865百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は416百万円であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社の主たる事業は、大型船舶の海上での安全確保を任務とする曳船事業で、横浜港、川崎港、千葉港、横須賀港における船舶の安全な離接岸の補助業務（ハーバータグ業務）、浦賀水道・中の瀬航路における進路警戒業務（エスコートタグ業務）、防災業務、東京湾口での水先艇の運航業務等を行っております。

(7) 主要な営業所

本 社	神奈川県横浜市中区
千葉支店	千葉県千葉市
横須賀支店	神奈川県横須賀市

(8) 従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237名	1名増	40.49才	16.97年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、グループ会社から当社への出向者5名を含んでおります。
2. 平均年齢、平均勤続年数にはグループ会社から当社への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	200 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	180 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,040,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,947,017株
 (自己株式62,983株を除く。)
 (3) 当事業年度末の株主数 1,716名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
齊 藤 宏 之	1,730,845 株	17.40 %
株 式 会 社 商 船 三 井	1,112,900	11.19
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープ ライズド スト ック ファンド	546,383	5.49
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	500,000	5.03
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	500,000	5.03
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	350,000	3.52
東 海 汽 船 株 式 会 社	326,000	3.28
株 式 会 社 横 浜 銀 行	307,000	3.09
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300,000	3.02
コクサイエアロマリン株式会社	275,000	2.76

(注) 持株比率は、自己株式（62,983株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齊 藤 宏 之	東海汽船(株)社外取締役 東京湾フェリー(株)代表取締役社長 (株)ポートサービス代表取締役社長 T-KOS(株)代表取締役社長
常務取締役	山 崎 淳 一	営業統括・営業部長
常務取締役	佐 藤 晃 司	経理部長
取締役	沼 井 秀 男	工務部長
取締役	巻 島 康 行	総務部長
取締役	山 崎 潤 一	東海汽船(株)代表取締役社長
常勤監査役	柿 坪 精 二	
監査役	池 田 直 樹	弁護士
監査役	田 中 彰 彰	

- (注) 1. 取締役山崎潤一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役柿坪精二氏、池田直樹氏および田中彰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役山崎潤一氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
4. 監査役柿坪精二氏ならびに田中彰氏は、金融機関在籍時に培われた財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 齊藤昌哉氏は、2022年11月25日逝去により代表取締役会長を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者の範囲は、当社および全ての子会社における全ての取締役、監査役であります。

当該保険契約の保険料は全額会社が負担し、填補対象となる保険事故の概要は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金であります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が犯罪行為等を認識して行った行為に起因する損害等については、填補対象外としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定の方法

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、次項イに記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

イ. 当該方針の概要

- ・当社は取締役の報酬を決定するにあたり、透明性、公正性および合理性を確保します。
- ・当社は取締役の報酬を金銭報酬とします。月別報酬は固定報酬とし、賞与については原則年2回、会社の業績および事業の遂行状況に応じて支払います。また、取締役の退任時に退職慰労金を支払います。
- ・当社は取締役の報酬を適正な範囲内で優秀な経営人材が確保できる水準により支払います。
- ・当社の企業業績は、当社のコントロール外による要因（船舶の寄港数等）に左右される度合いが大きく、取締役の貢献を反映する客観的な指標がないこと、および業務の公共的性格（曳船による船舶の安全運航サポート）から数値指標と報酬とのリンクは必ずしも適切な動機付けにはならないと判断し、直接的な業績連動または非金銭等による取締役報酬の付与は行いません。
- ・取締役の報酬は、会社の財務的な制約の範囲内で個別役員の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定します。
- ・社外取締役の報酬は固定報酬のみとしています。
- ・取締役の賞与は、株主総会の決議によりその総額を決定します。
- ・退職慰労金は、株主総会の承認のうえ、役員退職慰労金規定に定められた役位別の基準により算出された金額を基礎とし、具体的内容は取締役会が決定します。

ウ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、株主総会で承認された取締役報酬の限度額の範囲内で、取締役会から一任された代表取締役社長が前項イに記載の方針に基づき個人別の報酬案を作成しております。その最終決定にあたり、代表取締役社長が社外取締役から意見聴取することで、プロセスの透明性、公正性が確保されることから、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1991年6月27日開催第53期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年間300,000千円以内（員数12名、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）、1982年6月30日開催第44期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年間36,000千円以内（員数3名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、取締役の個人別報酬・賞与の額の決定を代表取締役社長齊藤宏之に一任しております。代表取締役社長は株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度に応じて、社外取締役の意見を聴取のうえ決定します。

当社の取締役会が取締役の個人別報酬・賞与の額の決定を代表取締役社長に一任する理由は、代表取締役社長が当社全体を統括する立場にあり、各社内取締役の会社への貢献度を評価するのに最も相応しいと判断しているためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
報 酬 等	7人	133,749 千円	3人	27,200 千円	10人	160,949 千円
(内社外役員)	(1人)	(2,500) 千円	(3人)	(27,200) 千円	(4人)	(29,700) 千円

(注) 上記の支給のほか次のとおりのもがあります。

使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与総額38,793千円。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 山崎潤一

ア. 当社と兼職先との関係

東海汽船株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社発行済株式（除、自己株式）の3.28%を保有しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に5回(全回)出席いたしました。同氏は、旅客船会社の経営者として、また過去の総務担当取締役としての豊富な経験および専門的な見識により助言・提言を行うことが期待されております。これらの経験および見識を活かして、当社の取締役会における意思決定プロセスの適正性を監督し、また、当社子会社における旅客船事業に係る助言・提言を行っております。

② 監査役 柿坪精二

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に8回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する相当程度の知見およびその後の総務担当取締役としての経験に基づき、監査業務全般にわたり意見を表明しております。

③ 監査役 池田直樹

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に8回（全回）出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 監査役 田中彰

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に8回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する知見および業務監査責任者ならびに経営者としての経験に基づき発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	31,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分していないため、合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂について決議いたしました。改訂後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「企業行動憲章」に基づいて行動しています。
- ・取締役社長は全役職員による法令の遵守を徹底しています。
- ・総務担当取締役がコンプライアンス担当の役員として、コンプライアンスに係る組織横断的な社内調査を適宜実行して監査役、外部専門家とも連携を図りつつ、法令への適合性のチェックを行っています。
- ・総務担当取締役は内部監査責任者として、取締役会、取締役社長および経営会議へコンプライアンス状況の報告を適宜行っています。
- ・内部通報窓口制度を設け、使用人が法令違反行為を直接通報することが可能となっています。
- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たず、不当な要求に対しては拒絶する施策をとっています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・各部門担当取締役は業務執行に係る情報を適切に文書化しています。
- ・総務担当取締役は文書化の履行状況を総括し、取締役会、取締役社長および経営会議による意思決定に係る文書を保存、管理しています。
- ・取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営会議は、リスク管理に関する基本方針・体制の整備、各種潜在リスクの特定と担当の取締役の明確化、リスク状況把握と対応策の決定、リスク対応状況の監視、社内での教育と啓蒙の実施方針等を定めています。
- ・各種リスク担当取締役による個別リスクの管理に加え、リスク管理統括の担当取締役は組織横断的なリスク管理統括を行います。
- ・各取締役は重要なリスク関連情報を迅速に取締役社長、経営会議、リスク管理統括の担当取締役に報告し、全社的なリスク対応方針を決定する体制となっています。
- ・リスクが顕在化した場合は迅速な対処を行い会社への損害を最小化する体制となっています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則および組織、業務分掌、職務権限についての諸規程により取締役会、取締役社長又は経営会議、各部門担当取締役の各レベルにおける意思決定の責任と権限が明確化されています。
- ・各部門担当取締役は、部門情報の正確かつ迅速な報告を取締役社長又は経営会議に対して行います。
- ・各部門担当取締役は、各レベルにおいて決定された事項について組織横断的かつ効率的に業務執行します。
- ・各部門担当取締役は報告基準に基づき取締役会、取締役社長又は経営会議へ担当業務執行状況の報告を行います。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の担当区分に応じた担当取締役および当該子会社の取締役となっている当社取締役（以下、子会社担当取締役という）が、当該子会社の取締役および業務を執行する社員の職務の執行内容を的確に把握するため、関係会社管理規定に子会社から報告を受けるべき重要な事項を定めるとともに、定期的に報告がなされる体制となっています。
- ・子会社担当取締役は、当該子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、取締役会、取締役社長又は経営会議に報告し、取締役社長又は経営会議は適宜対処のための意思決定を行います。
- ・子会社におけるコンプライアンス、リスク管理体制の適正な運営を確保するために、総務担当取締役が統括を行います。
- ・子会社担当取締役が、子会社におけるコンプライアンスの状況を確認し、指導、対処を図ります。
- ・子会社担当取締役が、子会社における各種リスクに対して、当該子会社の担当者と連携を密にし、迅速な情報収集、指導、対処を図ります。
- ・内部監査担当取締役が、当社の内部監査基準に準じて毎年子会社の内部監査を実施します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する組織を総務部としています。
- ・監査役は必要に応じ適宜補助者を指名し、補助者は情報の収集、報告等の補助業務を監査役に対して行います。
- ・監査役から指名を受けた補助者の、監査役の職務の補助に必要な権限は確保されます。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の補助をした者の人事異動、評価、懲戒処分に関しては、監査役は適宜、意見を表明しこれは尊重されます。
- ・ 監査役の補助をした者の補助の内容については人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人は、監査役への報告に関する規程に基づき、以下の事項を含む重要事項を監査役又は監査役会に報告します。
 - 当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 当社および子会社の取締役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実
 - リスク管理に関する重要事実
 - 当社および子会社に関する事項で監査役が報告を求めたもの
- ・ 使用人の監査役への報告については、人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

(9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 常勤監査役は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧を行い取締役の職務執行を監査することができます。
- ・ 内部監査制度により、総務担当取締役が内部監査責任者として監査役との連携を保ち監査効率の向上を図り、内部監査報告書を監査役に提出します。
- ・ 監査役は子会社監査役と意見交換を行い、当該子会社の内部監査に立ち会うことができます。
- ・ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を、監査役の求めに応じて支払います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 2023年3月期における「財務報告に係る内部統制」の監査および「コンプライアンス状況」の調査を実施し、内部監査責任者および担当者から2023年5月12日に整備・運用状況評価結果報告を受け、内部統制上の重要な不備および重要な不正または法令違反行為がないことを確認いたしました。
- (2) 2023年3月期における当社および連結グループの法令等の遵守状況、また各社のリスク管理状況につきましては、当社担当取締役が連結グループ各社の取締役会および経営会議に出席し審議に加わり、必要に応じて経営トップとの意思疎通を図り、以下の報告を受けております。
 - ・重要な法令等の違反は認められませんでした。
 - ・リスク管理においても適切に把握し迅速な対応策を決定しました。
 - ・社内研修および外部研修を実施し、また、イントラネットや社内通報制度等を通じて情報を把握・共有に努めました。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,481,148	流動負債	1,787,550
現金及び預金	7,318,789	海運業未払金	507,006
海運業未収金	1,648,081	短期借入金	580,000
立替金	75,495	未払金	42,301
貯蔵品	91,148	未払法人税等	107,706
前払費用	26,496	未払費	14,177
その他流動資産	321,437	預り金	76,959
貸倒引当金	△299	役員賞与引当金	20,000
固定資産	12,656,800	賞与引当金	136,251
有形固定資産	9,037,764	その他流動負債	303,147
船	7,291,707	固定負債	3,133,886
建物	304,453	リース債務	1,299,163
構築物	689,242	退職給付引当金	252,211
車両及び運搬具	0	役員退職慰労引当金	542,861
器具及び備品	52,561	特別修繕引当金	413,310
土地	508,800	関係会社支援損失引当金	626,339
建設仮勘定	191,000	負債合計	4,921,436
無形固定資産	112,162	純資産の部	
ソフトウェア	109,257	株主資本	16,968,145
電話加入権	2,905	資本金	500,500
投資その他の資産	3,506,873	資本剰余金	75,357
投資有価証券	2,386,039	資本準備金	75,357
関係会社株式	404,132	利益剰余金	16,437,607
関係会社長期貸付金	234,084	利益準備金	125,125
長期預金	300,000	その他利益剰余金	16,312,482
繰延税金資産	103,403	退職積立金	310,000
その他長期資産	350,993	配当引当金	100,000
貸倒引当金	△271,779	貸倒準備金	120,000
資産合計	22,137,948	圧縮記帳積立金	743,084
		別途積立金	13,660,000
		繰越利益剰余金	1,379,398
		自己株式	△45,319
		評価・換算差額等	248,367
		その他有価証券評価差額金	248,367
		純資産合計	17,216,512
		負債及び純資産合計	22,137,948

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海 運 業 収 益		8,218,337
海 運 業 費 用		6,961,628
海 運 業 利 益		1,256,709
一 般 管 理 費		1,131,425
営 業 利 益		125,283
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,284	
受 取 配 当 金	216,033	
受 取 賃 貸 料	20,586	
そ の 他 営 業 外 収 益	36,697	274,602
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,390	
そ の 他 営 業 外 費 用	3,384	56,774
経 常 利 益		343,110
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	304,768	
リ ー ス 解 約 益	24,985	329,753
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	29,124	
固 定 資 産 除 却 損	29,687	
関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金 繰 入 額	247,484	306,296
税 引 前 当 期 純 利 益		366,567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	158,219	
法 人 税 等 調 整 額	△98,827	59,391
当 期 純 利 益		307,175

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金
2022年4月1日残高	500,500	75,357	125,125	16,104,777
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△99,470
圧縮記帳積立金積立				
圧縮記帳積立金取崩				
当期純利益				307,175
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	207,705
2023年3月31日残高	500,500	75,357	125,125	16,312,482

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2022年4月1日残高	△45,319	16,760,440	197,825	16,958,265
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△99,470		△99,470
圧縮記帳積立金積立		—		—
圧縮記帳積立金取崩		—		—
当期純利益		307,175		307,175
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	50,541	50,541
事業年度中の変動額合計	△0	207,705	50,541	258,246
2023年3月31日残高	△45,319	16,968,145	248,367	17,216,512

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	退職積立金	配当引当積立金	貸倒準備金	圧縮記帳積立金
2022年4月1日残高	310,000	100,000	120,000	681,685
事業年度中の変動額 剰余金の配当 圧縮記帳積立金積立 圧縮記帳積立金取崩 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				171,069 △109,671
事業年度中の変動額合計	—	—	—	61,398
2023年3月31日残高	310,000	100,000	120,000	743,084

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2022年4月1日残高	13,660,000	1,233,091	16,104,777
事業年度中の変動額 剰余金の配当 圧縮記帳積立金積立 圧縮記帳積立金取崩 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△99,470 △171,069 109,671 307,175	△99,470 — — 307,175
事業年度中の変動額合計	—	146,307	207,705
2023年3月31日残高	13,660,000	1,379,398	16,312,482

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び
関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外の
もの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品……………先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 - 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生時から費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - 特別修繕引当金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。
 - 関係会社支援損失引当金……………債務超過関係会社の支援に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・曳船事業については、東京湾内で主に船舶の離着岸をサポートするハーバータグ業務、進路警戒等のエスコート業務、水先人乗下船用の湾口水先艇運航業務等に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・洋上風力発電向け事業については、洋上風力発電向けの交通船サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

いずれの事業においても取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

③ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

特別修繕引当金 413,310千円

曳船事業で使用する船舶は5年ごとに定期検査を受けることが法令により定められております。この定期検査にかかる費用は、エンジン型式ごとの過去の検査実績を基礎として見積られますが、最長で5年後の費用を見積ることとなり、その間の船舶の使用及び法令改正等に伴う検査項目の変動や、資材・人件費等の相場変動の影響を受けることになるため、将来の検査費用に関する見積りは不確実性を伴い、経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		9,870,468千円
2. 関係会社に対する金銭債権	短期金銭債権	295,904千円
3. 関係会社に対する金銭債務	短期金銭債務	51,486千円
4. 保証債務		
他の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。		
(株)ポートサービス		450,000千円
※Akita OW Service(株)		239,282 //
新昌船舶(株)		207,000 //
※双葉船舶(株)		202,629 //
計		1,098,911千円

※複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額		
営業取引による取引高の総額	海運業収益	263,590千円
	海運業費用	1,550,149千円
	一般管理費	20,602千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	営業外収益	148,173千円
	資産の取引高	140,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	62,982	1	—	62,983	

(注) 普通株式の自己株式の増加1株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未納事業税		9,304千円
貸倒引当金		82,376 //
賞与引当金		41,297 //
賞与引当金に係る社会保険料		6,477 //
退職給付引当金		273,460 //
役員退職慰労引当金		164,541 //
特別修繕引当金		61,388 //
関係会社支援損失引当金		189,843 //
ゴルフ会員権評価損		1,841 //
投資有価証券評価損		63,306 //
関係会社株式評価損		224,627 //
その他		3,550 //
	繰延税金資産小計	1,122,015千円
	評価性引当額	△619,001 //
	繰延税金資産合計	503,014千円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金認定損		△323,186千円
その他有価証券評価差額金		△76,424 //
	繰延税金負債合計	△399,611千円
差引：繰延税金資産の純額		103,403千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ポートサービス	直接 48.8%	役員の兼任	債務保証	450,000千円	—	—
子会社	浦賀マリンサービス(株)	直接 100.0%	役員の兼任	業務委託	—	海運業未収金	217,745千円
子会社	東亜汽船(株)	直接 100.0%	従業員の出向	定期用船	730,896千円	—	—
子会社	東京湾フェリー(株)	直接 80.0%	役員の兼任	土地購入 利息受取	140,000千円 600千円	関係会社 長期貸付金	200,000千円
関連会社	Akita OW Service(株)	直接 23.0%	役員の兼任	債務保証	239,282千円	—	—
非連結子会社	新昌船舶(株)	直接 60.0%	役員の兼任	債務保証	207,000千円	—	—
関連会社	双葉船舶(株)	直接 50.0%	役員の兼任	債務保証	202,629千円	—	—

- (注) 1 当社は(株)ポートサービスの銀行借入に対し債務保証を行っております。
なお、保証料は受け入れておりません。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
定期用船料につきましては、一般の取引条件を勘案して決定しております。
なお、浦賀マリンサービス(株)に対する海運業未収金については、業務委託契約に基づき、同社が当社に代って得意先より取り立て、当社に入金する予定のものであります。
- 3 東京湾フェリー(株)の土地購入につきましては、不動産鑑定評価等を参考に決定しております。
- 4 東京湾フェリー(株)の資金貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 5 関係会社長期貸付金に対して、200,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- 6 当社はAkita OW Service(株)の銀行借入に対し債務保証を行っております。
複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。
なお、保証料は受け入れておりません。
- 7 当社は新昌船舶(株)の銀行借入に対し債務保証を行っております。
保証料につきましては、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 8 当社は双葉船舶(株)の銀行借入に対し債務保証を行っております。
複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。
保証料につきましては、市場実勢等を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,730円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円88銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,698,899	流動負債	3,318,856
現金及び預金	8,966,242	支払手形及び買掛金	915,092
売掛金	2,072,489	短期借入金	1,275,000
棚卸資産	143,629	1年以内返済予定の長期借入金	15,000
その他流動資産	519,514	未払法人税等	168,831
貸倒引当金	△2,975	未払消費税等	73,157
固定資産	16,975,010	役員賞与引当金	20,000
有形固定資産	10,605,819	賞与引当金	207,246
建物及び構築物	1,150,645	固定資産撤去費用引当金	92,200
船	7,946,870	その他流動負債	552,327
機械装置及び運搬具	710	固定負債	3,702,367
器具及び備品	59,250	長期借入金	407,500
土地	1,257,341	リース債務	1,338,306
建設仮勘定	191,000	役員退職慰労引当金	542,861
無形固定資産	114,260	特別修繕引当金	522,698
ソフトウェア	109,257	退職給付に係る負債	754,566
電話加入権	5,003	繰延税金負債	131,307
投資その他の資産	6,254,930	その他固定負債	5,125
投資有価証券	2,095,397	負債合計	7,021,223
関係会社株式	3,271,029	純資産の部	
長期預金	300,000	株主資本	20,162,070
繰延税金資産	219,921	資本金	500,500
その他長期資産	449,902	資本剰余金	75,357
貸倒引当金	△81,319	利益剰余金	19,631,532
資産合計	28,673,909	自己株式	△45,319
		その他の包括利益累計額	571,473
		その他有価証券評価差額金	307,837
		為替換算調整勘定	206,577
		退職給付に係る調整累計額	57,058
		非支配株主持分	919,142
		純資産合計	21,652,686
		負債純資産合計	28,673,909

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,865,288
売上原価		9,909,162
売上総利益		1,956,125
販売費及び一般管理費		
販売費	207,801	
一般管理費	1,655,429	1,863,230
営業利益		92,894
営業外収益		
受取利息	739	
受取配当金	94,022	
助成金収入	45,039	
持分法による投資利益	194,885	
その他営業外収益	79,759	414,447
営業外費用		
支払利息	64,640	
その他営業外費用	4,080	68,720
経常利益		438,621
特別利益		
固定資産売却益	304,768	
リース解約益	24,985	329,753
特別損失		
減損損失	37,963	
固定資産売却損	29,124	
固定資産除却損	29,687	
固定資産撤去費用引当金繰入額	92,200	188,975
税金等調整前当期純利益		579,399
法人税、住民税及び事業税	227,422	
法人税等調整額	△106,461	120,960
当期純利益		458,438
非支配株主に帰属する当期純利益		42,306
親会社株主に帰属する当期純利益		416,131

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	500,500	75,357	19,314,871	△45,319	19,845,409
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△99,470		△99,470
親会社株主に 帰属する当期純利益			416,131		416,131
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	316,661	△0	316,660
2023年3月31日残高	500,500	75,357	19,631,532	△45,319	20,162,070

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2022年4月1日残高	256,653	48,107	34,614	339,375	876,836	21,061,620
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△99,470
親会社株主に 帰属する当期純利益						416,131
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	51,183	158,469	22,444	232,097	42,306	274,404
連結会計年度中の変動額合計	51,183	158,469	22,444	232,097	42,306	591,065
2023年3月31日残高	307,837	206,577	57,058	571,473	919,142	21,652,686

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 5社

連結子会社：東港サービス(株)、(株)ポートサービス、東京湾フェリー(株)、フェリー興業(株)、東亜汽船(株)

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社：(株)横浜貿易ビル、浦賀マリンサービス(株)、T-KOS(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数 3社

会社名：(株)横浜貿易ビル、浦賀マリンサービス(株)、T-KOS(株)

② 持分法適用の関連会社数 7社

会社名：防災特殊曳船(株)、SOUTH CHINA TOWING CO.,LTD.、千代田海事(株)、(株)パシフィックマリンサービス、宮城マリンサービス(株)、東京シップサービス(株)、Akita OW Service(株)

③ 持分法を適用していない非連結子会社（新昌船舶(株)）及び関連会社（シビル・ポートサービス(株)他4社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の

もの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

棚卸資産……………主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

特別修繕引当金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。

固定資産撤去費用引当金……………固定資産の解体撤去に伴う費用の支出に備えるため、その費用見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・ 曳船事業については、東京湾内で主に船舶の離着岸をサポートするハーバータグ業務、進路警戒等のエスコート業務、水先人乗下船用の湾口水先艇運航業務等に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 洋上風力発電向け事業については、洋上風力発電向けの交通船サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 旅客船事業のうち、観光船事業では横浜港での観光船運航（飲食サービス含む）及び港湾交通船作業に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。また、カーフェリー事業では久里浜～金谷間の定期航路サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 売店・食堂事業については、カーフェリー事業に伴う物品販売やレストランでの飲食サービス等を提供しており、顧客に商品等を引渡した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

いずれの事業においても取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生時から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

③ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

特別修繕引当金 522,698千円

曳船事業で使用する船舶は5年又は6年ごとに定期検査を受けることが法令により定められております。この定期検査にかかる費用は、エンジン型式ごとの過去の検査実績を基礎として見積られますが、最長で6年後の費用を見積ることとなり、その間の船舶の使用及び法令改正等に伴う検査項目の変動や、資材・人件費等の相場変動の影響を受けることになるため、将来の検査費用に関する見積りは不確実性を伴い、経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,708,148千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 国庫補助金の受入による有形固定資産（船舶）の圧縮記帳額	81,158千円
3. 保証債務	
連結子会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。	
※Akita OW Service(株)	239,282千円
新昌船舶(株)	207,000 //
※双葉船舶(株)	202,629 //
計	648,911千円
※複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。	
4. 担保提供資産	
担保に供している資産	
建 物	106,189千円
土 地	734,841 //
計	841,031千円
上記に対応する債務	
短期借入金	145,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	15,000 //
長期借入金	107,500 //
計	267,500千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び持続化給付金等であります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
旅客船事業	器具及び備品、ソフトウェア	神奈川県横浜市 神奈川県横須賀市 千葉県富津市

当社グループは、会社単位で資産のグルーピングを行っております。旅客船事業における横浜港の観光船部門及び久里浜・金谷間を結ぶカーフェリー部門について、コロナ禍前の利用客数の水準には至らず、継続して低迷が続いていることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(37,963千円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、下記のとおりです。

旅客船事業 器具及び備品 32,394千円、ソフトウェア 5,568千円

なお、回収可能価額は零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,010,000		—		—	10,010,000

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	99,470千円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	198,940千円	20.00円	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(金融商品に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については比較的期間の短い預金や既発国債等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の燃料油価格の上昇による変動リスクを回避し、安定的な利益を確保することを目的とした原油スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的及び純投資目的の債券、事業推進目的等の株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、国債及び地方債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、複数の金融機関からの借り入れ及びリース、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては市場要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
①満期保有目的の債券	60,000	58,965	△1,035
②その他有価証券	1,457,724	1,457,724	—
(2)長期預金	300,000	306,891	6,891
資産計	1,817,724	1,823,581	5,856
(1)長期借入金(※2)	422,500	413,846	△8,653
(2)リース債務(※3、4)	1,441,451	1,404,342	△37,108
負債計	1,863,951	1,818,189	△45,761

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※3) 1年以内返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。また、連結貸借対照表では、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(※4) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務56,561千円は含めておりません。

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額3,848,702千円)は時価開示対象には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,457,724	—	—	1,457,724
資産計	1,457,724	—	—	1,457,724

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	58,965	—	58,965
長期預金	—	306,891	—	306,891
資産計	—	365,856	—	365,856
長期借入金	—	413,846	—	413,846
リース債務	—	1,404,342	—	1,404,342
負債計	—	1,818,189	—	1,818,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様に預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様に借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	曳船事業	旅客船事業	売店・食堂事業	
曳船事業	8,270,358	—	—	8,270,358
洋上風力発電向け事業	906,006	—	—	906,006
観光船事業	—	597,914	—	597,914
交通船事業	—	557,103	—	557,103
カーフェリー事業	—	912,001	—	912,001
売店・食堂事業	—	—	528,854	528,854
その他	93,050	—	—	93,050
顧客との契約から生じる収益	9,269,415	2,067,018	528,854	11,865,288
外部顧客への売上高	9,269,415	2,067,018	528,854	11,865,288

(注) 売上高の数値は連結消去後のものになります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,084円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 41円83銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京汽船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田大央
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐伯哲男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京汽船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田大央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐伯哲男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

東京汽船株式会社 監 査 役 会
常勤監査役 柿 坪 精 二 ㊟
監 査 役 池 田 直 樹 ㊟
監 査 役 田 中 彰 ㊟

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、個別業績に応じかつ継続可能な配当を実施していくことを基本方針としております。この方針に沿い、また、今後新規事業や子会社関連の資金需要が発生することに鑑み、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円、総額198,940,340円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役は、2021年6月29日開催の当社第83期定時株主総会において選任いただいた7名のうち、齊藤昌哉氏が2022年11月25日に逝去のため退任し、他の6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

[取締役候補者]

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>さいとうひろゆき 齊藤宏之 (1960年10月6日生)</p>	<p>1995年6月 当社取締役 1997年6月 当社取締役事業企画部長 2001年6月 当社専務取締役総務部・事業企画部管掌 2003年6月 当社代表取締役専務取締役総務部・事業企画部管掌 2009年6月 当社代表取締役社長（現在） 2021年3月 東海汽船株式会社社外取締役（現在） 2021年4月 T-KOS株式会社代表取締役社長（現在） 2021年6月 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長（現在） 2021年6月 株式会社ポートサービス代表取締役社長（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 東海汽船株式会社社外取締役 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長 株式会社ポートサービス代表取締役社長 T-KOS株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 齊藤宏之氏は、当社代表取締役社長としての経験と見識に基づき、当社および当社グループ経営の指揮・監督を適切に行っており、今後の成長のために適切な人材であるとの判断から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,730,845株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>やまざきじゅんいち 山崎淳一 (1957年2月21日生)</p>	<p>2012年4月 当社営業部次長 2013年6月 当社取締役営業部長 2019年6月 当社常務取締役営業統括・営業部長（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 山崎淳一氏は、当社営業部門における豊富な経験を有しており、2013年取締役就任以降は当社営業部門の責任者として各地区を統括し、事業の発展に寄与してまいりました。その豊富な経験と専門的知識を今後の経営に反映していただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	再任 さとう こうじ 佐藤 晃 司 (1957年6月21日生)	2012年4月 当社経理部次長 2013年6月 当社取締役経理部長 2015年6月 当社取締役総務部長兼経理部長 2019年6月 当社取締役経理部長 2021年6月 当社常務取締役経理部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 佐藤晃司氏は、当社経理部門における豊富な経験を有するとともに総務部門責任者も経験しており、当社グループの管理において中心的な役割を担ってまいりました。これらの経験はグループ全体に対する監督体制強化に寄与するものであることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,000株
4	再任 ぬま い ひで お 沼井 秀 男 (1964年12月21日生)	2013年4月 当社工務部次長 2017年6月 当社取締役工務部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 沼井秀男氏は、当社工務部門の責任者として豊富な実務経験と船舶の専門知識を有しており、当社グループの船隊開発に寄与してまいりました。その培った見識を当社グループの船隊の技術革新に反映していただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,000株
5	再任 まさ しま やす ゆき 巻島 康 行 (1964年1月25日生)	2017年4月 当社総務部次長 2019年6月 当社取締役総務部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 巻島康行氏は、当社総務部門の責任者として豊富な実務経験と専門知識を有しております。また当社およびグループ会社の内部統制構築や、当社の情報システム構築等に携わってまいりました。その経験および知識を今後の経営に反映していただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<div style="text-align: center;">再 任</div> <div style="text-align: center;">社 外</div> <p>やま ざき じゆん いち 山 崎 潤 一 (1947年4月12日生)</p>	<p>2000年10月 東海汽船株式会社旅客部長 2004年3月 同社取締役総務部長 2007年6月 当社監査役 2009年3月 東海汽船株式会社代表取締役社長（現在） 2013年6月 当社社外取締役（現在） (重要な兼職の状況) 東海汽船株式会社代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 山崎潤氏は、旅客船会社の経営者として、また過去の総務担当取締役としての豊富な経験および専門的な見識を有しております。その経験および見識を活かして、当社の取締役会における意思決定プロセスの適正性を監督し、また、当社子会社における旅客船事業に係る助言・提言を行っており、引き続き取締役会の監督および旅客船事業に係る助言・提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	なし
7	<div style="text-align: center;">新 任</div> <div style="text-align: center;">社 外</div> <p>キース ファンビアト Kees van Biert (1957年7月8日生)</p>	<p>1984年10月 JBR Strategy, Corporate Finance & Restructuring BV 設立 2012年8月 Stichting Biologisch Dynamisch Grondbeheer Chairman of the Executive Board (現在) 2013年3月 Vekoma Rides B.V. Chairman of the Supervisory Board (現在) 2021年9月 Kooren Marine Service N.V. / Kotug International Chairman of the Supervisory Board (現在) 2022年1月 JBR Strategy, Corporate Finance & Restructuring BV Associate Partner (現在) (重要な兼職の状況) Stichting Biologisch Dynamisch Grondbeheer Chairman of the Executive Board Vekoma Rides B.V. Chairman of the Supervisory Board Kooren Marine Service N.V. / Kotug International Chairman of the Supervisory Board</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 Kees van Biert氏は経営および財務コンサルタント会社の創業者であり、経営および財務に関する長年の経験を有しております。また、タグボートをはじめとする、欧州のオフショア船舶業界への豊富なコンサルタント業務経験および知見を有しております。その経験、知見を踏まえて当社の経営に助言・提言いただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	なし

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち山崎潤一氏およびKees van Biert氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山崎潤一氏を東京証券

取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、Kees van Biert氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 山崎潤一氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 山崎潤一氏およびKees van Biert氏が社外取締役に選任された場合には、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
5. 当社は保険会社との間で、役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金を填補の対象としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役柿坪精二氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

[監査役候補者]

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <small>かき つぼ せい じ</small> 柿 坪 精 二 (1954年5月10日生)	2003年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループよりみずほ総合 研究所株式会社へ出向 年金コンサルティング部副部長 2004年6月 同社上席執行役員年金コンサルティング部長 2009年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役総務部長 2010年3月 同社専務取締役 2013年6月 当社常勤監査役(現在) 【社外監査役候補者とした理由】 柿坪精二氏は、金融機関在籍時に培われた財務の専門知識およびその後の総務担当取締役としての経験に基づき、監査業務全般にわたり意見を表明しており、その知識および経験を引き続き当社の監査体制に活かしていただくことを期待して、社外監査役候補者といたしました。	なし

- (注) 1. 柿坪精二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿坪精二氏は社外監査役候補者であります。
3. 柿坪精二氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 柿坪精二氏が社外監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
5. 当社は保険会社との間で、役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であり、柿坪精二氏が選任された場合には当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金を填補の対象としております。

第4号議案 故齊藤昌哉氏に対する弔慰金贈呈の件

2022年11月25日に逝去されました故代表取締役会長齊藤昌哉氏は、1962年当社入社以来、取締役として60年余りの永きに亘り社業発展に寄与されました。つきましては、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に基づき相当額の弔慰金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、故齊藤昌哉氏に対する弔慰金は、本招集ご通知10頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さいとうまさや 齊藤昌哉	1962年5月 当社取締役 1984年6月 当社代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役会長 2022年11月 逝去

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は本定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、2023年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在在任中の取締役6名および監査役3名について、役員退職慰労金の支給対象となる期間を、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までとして打切ることといたしたく存じます。

なお、役員退職慰労金は、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退任時に贈呈いたしたく、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さいとうひろゆき 齊藤宏之	1995年6月 当社取締役 2001年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役専務取締役 2009年6月 当社代表取締役社長（現在）
やまざきじゅんいち 山崎淳一	2013年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役（現在）
さとうこうじ 佐藤晃司	2013年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役（現在）
ぬまいひでお 沼井秀男	2017年6月 当社取締役（現在）
まさしまやすゆき 巻島康行	2019年6月 当社取締役（現在）

氏名	略歴
やま ざき じゅん いち 山 崎 潤 一	2013年6月 当社社外取締役（現在）
かき つぼ せい じ 柿 坪 精 二	2013年6月 当社社外監査役（現在）
いけ だ なお き 池 田 直 樹	2003年6月 当社社外監査役（現在）
た なか あきら 田 中 彰	2020年6月 当社社外監査役（現在）

なお、取締役に対する役員退職慰労金は、本招集ご通知10頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1991年6月27日開催の当社第53期定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.2%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2%程度）と希釈化率は軽微であります。また、本議案に基づく取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の割当では、本議案の（ご参考）に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当であると考えております。

現在、当社の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記株主総会決議の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定について

当社は、本株主総会において、本議案をご承認いただくことを条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を改定することを当社取締役会において決議いたしており、その概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

- ①取締役の報酬を決定するにあたり、透明性、公正性および合理性を確保します。
- ②取締役の報酬を適正な範囲内で優秀な経営人材が確保できる水準により支払います。
- ③取締役の報酬は、金銭報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ④取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。
- ⑤取締役の賞与は、原則年2回、金銭により支払います。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 基本報酬および賞与

- ①取締役の報酬限度額は、株主総会（1991年6月27日開催第53期定時株主総会）における決議のとおり年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）とし、その員数は定款の定めどおり18名以内とします。
- ②取締役の基本報酬は、会社の財務的な制約の範囲内で個別取締役の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定します。
- ③社外取締役の報酬は、固定報酬のみとします。
- ④取締役の賞与は、原則年2回、会社の業績および事業の遂行状況に応じて支払います。

(2) 株式報酬

- ①取締役（社外取締役を除く）の企業価値向上への意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与します。
- ②取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与は、毎年一定の時期に株主総会で承認を得た報酬枠の範囲内において行います。
- ③取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与数は、職位、職責の範囲、会社経営への貢献度に応じて決定します。

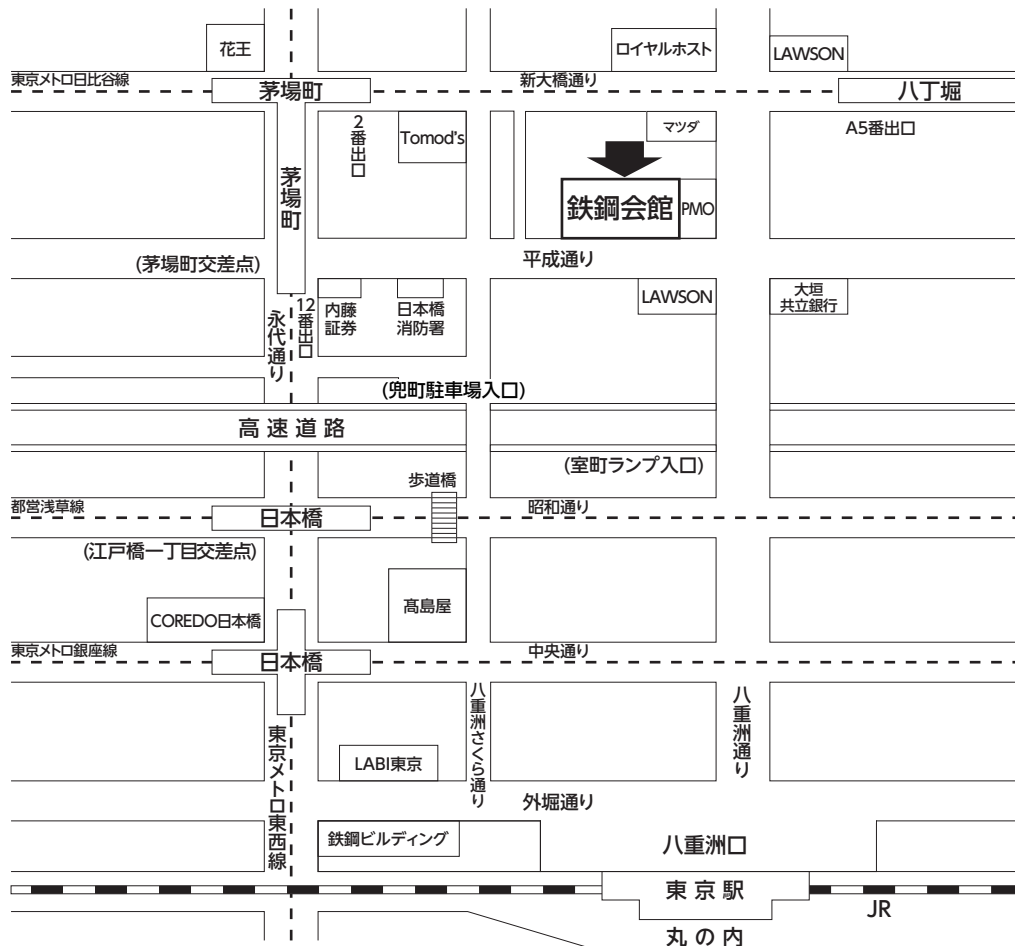
④取締役（社外取締役を除く）へ付与する譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、取締役の退任までの期間とします。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬（株式報酬も含む）については、株主総会で承認された限度額の範囲内で取締役の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度に応じるものとし、代表取締役社長（取締役会から一任された場合）は報酬委員会（社外取締役および社外監査役の3名で構成する）への諮問・答申を経たうえで決定します。

以上

株主総会会場ご案内図



- ・東京メトロ東西線「茅場町駅」下車、12番出口（日本橋消防署方面）徒歩約5分
- ・東京メトロ日比谷線「茅場町駅」下車、2番出口（八丁堀方面）徒歩約5分
- ・東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」下車、A5番出口（八丁堀交差点方面）徒歩約5分
- ・JR「東京駅」下車、八重洲中央口または北口徒歩15分

鉄鋼会館所在地

東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号

電話 0120-404855

携帯電話から 03-3669-4855

